

第6期胎内市障がい福祉計画
第2期胎内市障がい児福祉計画



令和3年3月

胎内市

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 基本的な理念	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の概要と期間.....	3
第2章 障がいのある人への支援	4
1 障害者総合支援法のサービス体系	4
2 障害福祉サービスの概要.....	5
3 地域生活支援事業の概要	7
4 障がい児通所支援等の概要	8
第3章 第5期計画の検証	9
1 令和2年度目標値の進捗状況	9
2 障害福祉サービス.....	14
3 地域生活支援事業	18
4 障がい児通所支援	21
第4章 第6期計画の成果目標と見込量	22
1 成果目標.....	22
2 障害福祉サービス.....	30
3 地域生活支援事業	33
4 障がい児通所支援等	35
第5章 サービス見込量の確保の方策	37
1 障がい者福祉サービス	37
2 障がい児福祉サービス	39
第6章 計画の推進に向けて	40
1 計画の推進体制.....	40
2 計画の進行管理.....	40

この計画の中で障がい福祉サービスの「見込量」とは、実績を参考にして想定した各年度の需要量として算定したものです。

第1章 基本的な考え方

1 基本的な理念

障がい福祉計画は障害者総合支援法第 88 条に基づき、障がい児福祉計画は児童福祉法第 33 条の 20 に基づき、それぞれ市町村が 3 年ごとに定めるものです。この 2 つの計画は、法律の定めるところにより一体のものとして作成できるとされています。

これに基づき、本市では 2 つの計画を一体のものとし、「第 6 期胎内市障がい福祉計画・第 2 期胎内市障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画の基本的理念は、障害者総合支援法及び児童福祉法の主旨を踏まえ、次のとおり定めます。

(1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

障がいの種別、程度にかかわらず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくための、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

(2) 福祉施設から地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのグループホーム等の居住施設の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援等の推進により、福祉施設から地域生活への移行を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めるとともに、雇用の場を拡大します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、障がいのある人、高齢者、子ども等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなるよう取り組みます。

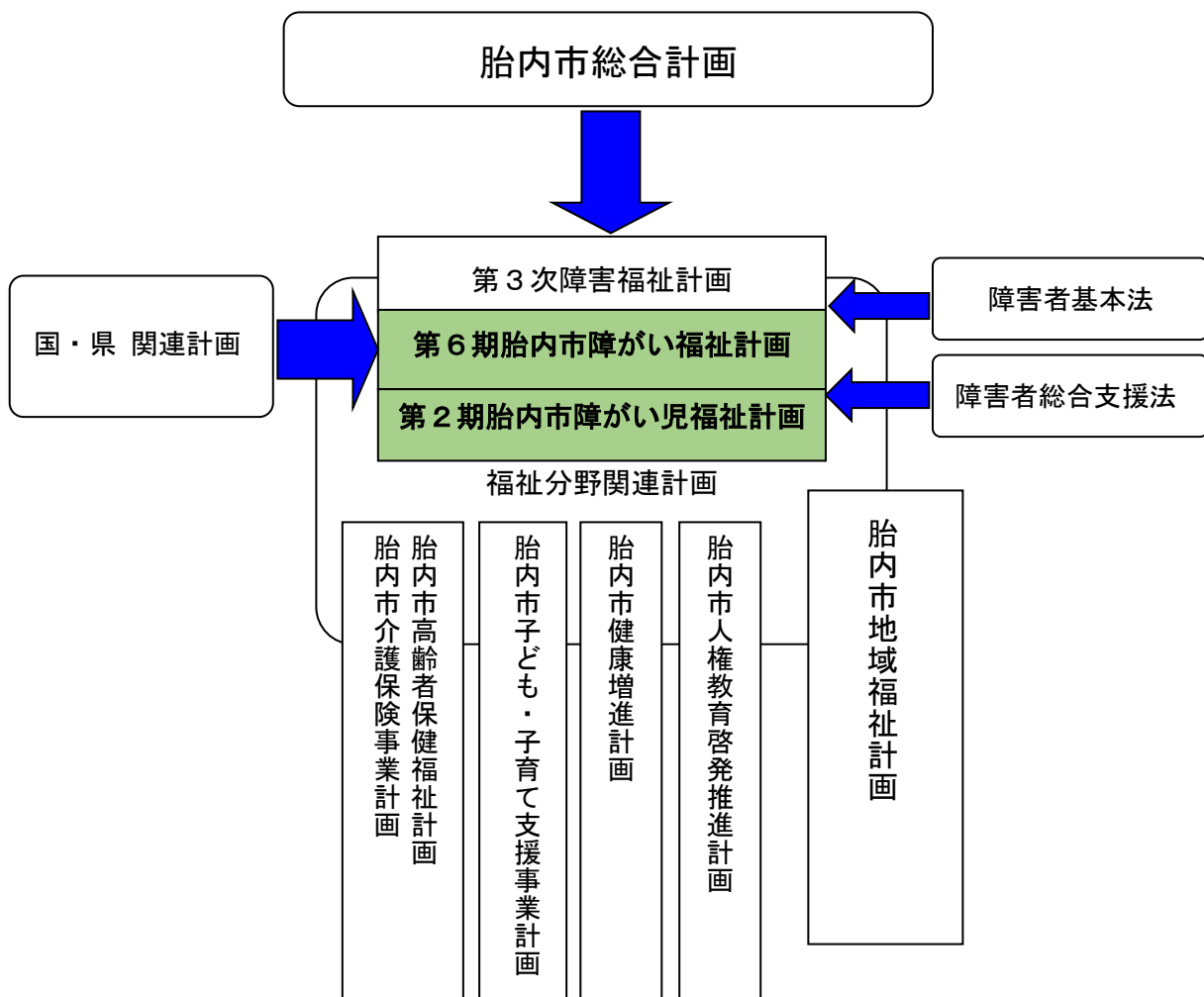
(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、乳幼児期から一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定により策定した「第 3 次胎内市障がい者計画」の実施計画です。

国の基本指針に即し、「新潟県障害福祉計画」、「胎内市総合計画」の基本構想において、基本理念として示された「自然が生きる、人が輝く、交流のまち“胎内”」を基本として、健康・福祉分野における政策の柱である「健やかで生きがいを持って暮らせるまちづくり」の各施策に即すとともに、関連分野の計画との整合を図り策定したものです。



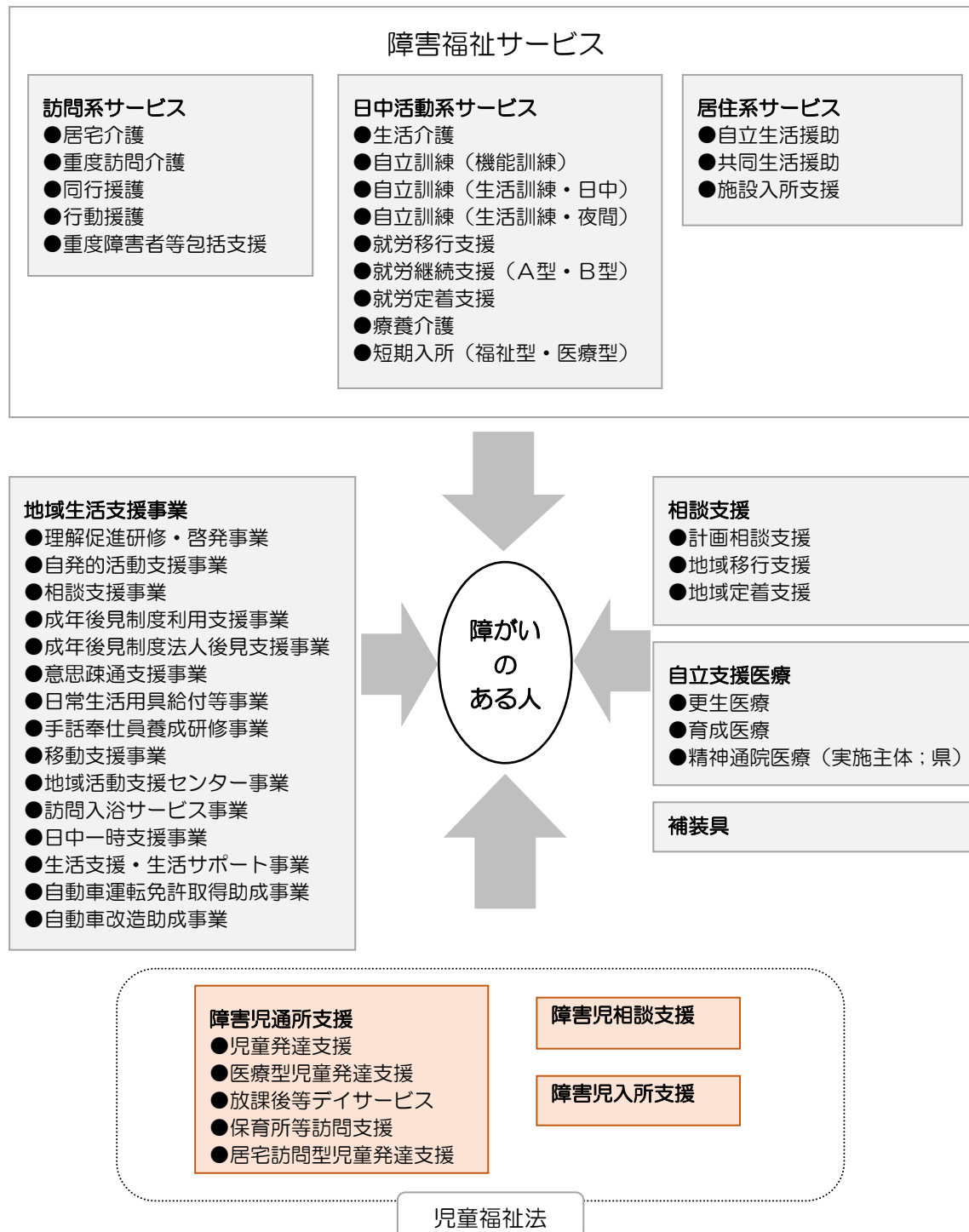
3 計画の概要と期間

	第6期障がい福祉計画	第2期障がい児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法	児童福祉法
計画の内容	<p>障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画</p> <p>○令和5年度までの成果目標と活動指標（サービス見込量）を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・地域生活支援事業 <p>○サービス提供体制の確保のための関係機関との連携</p>	<p>障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画</p> <p>○令和5年度までの成果目標と活動指標（サービス見込量）を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援 ・障害児相談支援 <p>○障害児支援の提供体制を進めるための整備</p>

年 度	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
胎内市 障がい者計画	第3次計画					
胎内市 障がい福祉計画	第5期計画			第6期計画		
胎内市 障がい児福祉計画	第1期計画			第2期計画		

第2章 障がいのある人への支援

1 障害者総合支援法のサービス体系



2 障害福祉サービスの概要

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容等
居宅介護	自宅での入浴・排せつ・食事及び通院の介護等を行います。
重度訪問介護	常に介護が必要な人に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時の介護を行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人に対し、外出及び移動時において必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上困難があり、常に介護が必要な人に、危険を回避するために必要な援護及び外出時における介護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要で、介護が必要な程度が非常に高い人に、各種障害福祉サービスを包括的にを行います。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容等
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある人が自立した日常生活や社会生活ができるよう、リハビリテーションの継続や身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい・精神障がいのある人が自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労に向け知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般就労が困難な人に、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	内容等
就労定着支援	一般就労した障がい者を対象に、訪問、来所等により、事業所・家族との連絡調整等の支援を行い、職場に定着できるよう支援します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 「福祉型」：障害者支援施設等において実施 「医療型」：病院、診療所、介護老人保健施設において実施

(3) 居住系サービス

サービス名	内容等
自立生活援助	共同生活援助や施設入所支援を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(4) 相談支援サービス

サービス名	内容等
計画相談支援	自立支援給付事業（介護給付・訓練等給付）のサービスを利用する際、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画の作成や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整（サービスの利用のあっせんや調整、契約援助及びモニタリング）などの支援をします。
地域相談支援 （地域移行支援）	施設入所者及び入院中の精神障がい者で、地域生活するための相談、住宅の確保、同行支援などの地域移行のための支援をします。
地域相談支援 （地域定着支援）	地域に移行した単身の障がい者や家族の支援を受けられない障がい者に、夜間を含めた支援体制を整備し、緊急時における相談等の支援をします。

3 地域生活支援事業の概要

サービス名	内容等
理解促進研修・啓発事業	地域住民の障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を行う団体等に対し、その活動を支援します。
相談支援事業	本人や保護者、介護者からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助や権利擁護のための支援、必要な情報の提供及び助言等を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用が必要と認められる場合、登記手数料・鑑定費用等の費用の一部若しくは全部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度を利用する場合、法的に権限を与えられた法人を利用する場合にこれを支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を円滑に行うことができるよう、手話通訳者や要約筆記者等を派遣します。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の要請を目指し、研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター事業	通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供を行います。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスの提供を行います。
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。
生活支援・生活サポート事業	日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行います。
自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

4 障がい児通所支援等の概要

サービス名	内容等
児童発達支援	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童を対象として、放課後や夏休み等長期休業日に生活能力向上のための訓練及び社会との交流促進等を継続的に提供する事業です。利用に際して障害者手帳を所持していることは必須ではないため、学習障がい等の児童も利用しやすくなっています。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあるために障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な児童に対し、自宅を訪問することにより発達支援を行う事業です。
障害児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。
障害児入所支援	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。

第3章 第5期計画の検証

1 令和2年度目標値の進捗状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

計画期間の最終年度である令和2年2月時点において、施設入所者数は34人となり、また地域生活移行者もないため、目標に達しない見込みです。

■目標

項目	数値	備考
平成28年度末時点の入所者数 (A)	31人	平成28年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	30人	令和2年度末時点の利用人員
【目標値】 地域生活移行者数 (D) 地域移行率(ア=D/A×100)	3人 9.67%	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
【目標値】 入所者数削減見込み (C=A-B) 削減率(イ=C/A×100)	1人 3.22%	入所者数にかかる差引減少見込数

■実績

地域生活移行者数	0人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
----------	----	------------------------

(2) 精神障がいにも対応した地域包括支援システムの構築

地域自立支援協議会暮らし部会を活用し、協議を行う場を設置しました。

■目標

項目	数値	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置	令和2年度末まで

■実績

保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置	
--------------------	----	--

(3) 地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点については、1箇所整備の見込みです。

■ 目標

項目	数値	備考
地域生活支援拠点	設置	令和2年度末まで

■ 実績

地域生活支援拠点	設置	
----------	----	--

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行数については、1人の見込みです。

一般就労を進めていくために、関係機関に対し障がいへの理解と就労の機会を求めていく必要があります。

■ 目標

項目	数値	備考
平成28年度の一般就労移行者数(A)	2人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	3人 1.5倍	令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

■ 実績

目標年度の一般就労移行者数	1人	令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
---------------	----	-----------------------------

② 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業利用者数の目標 17 人に対し、令和 2 年度末は 10 人となり、58.8%にとどまる見込みです。

■目標

項目	数値	備考
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数(A)	14 人	平成 28 年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数(B=A×1.2)	17 人 121.4%	令和 2 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

■実績

目標年度の就労移行支援事業の利用者数	10 人	令和 2 年度において就労移行支援事業を利用した者の数
--------------------	------	-----------------------------

③ 就労移行率の 3 割以上の事業所の割合

市内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率を 3 割以上とする事業所はない見込みです。

■目標

項目	数値	備考
令和 2 年度末の就労移行支援事業所の数 (A)	3 箇所	令和 2 年度末における就労移行支援事業所の数
令和 2 年度末の就労移行率3割以上の事業所の数(B)	2 箇所	令和 2 年度末において就労移行率3割以上の事業所の数
【目標値】目標年度の就労移行率3割以上の事業所の割合(B/A)	66.7%	令和 2 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合

■実績

目標年度の就労移行率3割以上の事業所数	0 箇所	令和 2 年度において就労移行率3割以上の事業所
---------------------	------	--------------------------

④ 就労定着支援利用による職場定着率

就労定着支援を実施する事業所が少なく、また市内に提供する事業所がないため利用はありませんでした。

市内事業所にサービス提供について働きかけをしていく必要があります。

■ 目標

項目	数値	備考
平成30年度の新規利用者数 (A)	2 人	平成30年度中において就労定着支援事業を新規に利用する(見込まれる)者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数 (B) 目標値 = (B/A)	2 人	令和元年度末までに、事業を利用して1年以上に渡り一般就労している(見込まれる)者の数
	100 %	
令和元年度の新規利用者数 (A)	2 人	令和元年度末において就労定着支援事業を新規に利用する(見込まれる)者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数 (B) 目標値 = (B/A)	2 人	令和2年度末までに、事業を利用して1年以上に渡り一般就労している(見込まれる)者の数
	100 %	

■ 実績

目標年度の就労定着支援利用による職場定着率	0 %	
-----------------------	-----	--

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

①障がい児支援の提供体制

保育所等訪問支援を実施する事業所は本市にありませんが、今後、サービス利用希望が見込まれるため、サービス提供体制の確保に努めます。

■目標

項目	数 値	備 考
児童発達支援センターの設置	1 箇所	
保育所等訪問支援の提供体制	1 箇所	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	1 箇所	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	1 箇所	

■実績

項目	数 値	備 考
児童発達支援センターの設置	0 箇所	
保育所等訪問支援の提供体制	0 箇所	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	0 箇所	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	0 箇所	

②医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

地域自立支援協議会こども部会を活用し、協議を行う場を設置しました。

■目標

項目	数 値	備 考
保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関による協議の場	設置	平成 30 年度末まで

■実績

項目	数 値	備 考
保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関による協議の場	設置	

2 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの第5期計画期間における見込量と実績は、次のとおりです。

居宅介護の利用は拡大しており、令和2年度は見込量を超える見込みです。

今後、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、これらの訪問系サービスの充実が必要です。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	見込量	時間	380	390	400
		人	38	39	40
	実績	時間	293	311	410
		人	31	41	45
重度訪問介護	見込量	時間	100	100	100
		人	1	1	1
	実績	時間	0	67	0
		人	0	1	0
同行援護	見込量	時間	21	21	21
		人	3	3	3
	実績	時間	12	2	5
		人	1	1	1
行動援護	見込量	時間	10	10	10
		人	1	1	1
	実績	時間	0	0	0
		人	0	0	0
重度障がい者等 包括支援	見込量	時間	0	0	0
		人	0	0	0
	実績	時間	0	0	0
		人	0	0	0

※ 1か月あたり延べ量。令和2年度の実績は見込

(2) 日中活動系サービス

生活介護においては、見込量を下回る実績となっています。利用希望もありますが、現在市内に事業所がないため、使いたくても使えないといった現状があります。設置に向けて法人に働きかけるなど必要なサービスの確保に向けた取組を継続します。

自立訓練（機能訓練・自立訓練）については、実績は見込量を下回る見込みです。この事業を行う事業者が限られているためと考えられますが、地域で暮らすために必要な訓練を行うサービスであることから、サービスの確保と利用の促進を図る必要があります。

就労移行支援については、利用者数にはばつきはありますが、見込量を下回る見込みです。障がい特性に応じた就労ができるよう、支援体制の充実が必要です。

就労継続支援 A 型は、ほぼ見込みどおりの利用です。

就労継続支援 B 型は、見込量を下回る利用でしたが、利用者は増加傾向です。利用者数を把握し、必要なサービスの確保に努めます。

就労定着支援は、令和2年度 1 人利用の見込みです。

療養介護は、ほぼ見込みどおりの利用者となる予定です。

短期入所は、ほぼ見込みどおりの利用です。今後も必要なときに安心して利用できるよう、サービスの確保に努めます。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	見込量	人日	1,100	1,320	1,430
		人	55	60	65
	実績	人日	897	872	900
		人	53	53	55
自立訓練 (機能訓練)	見込量	人日	22	22	22
		人	1	1	1
	実績	人日	0	1	0
		人	0	1	0
自立訓練 (生活訓練・日中)	見込量	人日	726	748	770
		人	33	34	35
	実績	人日	334	406	400
		人	22	27	25
自立訓練 (生活訓練・夜間)	見込量	人日	330	360	390
		人	11	12	13
	実績	人日	146	216	200
		人	6	13	8

サービス名	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支援	見込量	人日	330	352	374
		人	15	16	17
	実績	人日	217	216	170
		人	11	13	10
就労継続支援 (A型)	見込量	人日	66	66	66
		人	3	3	3
	実績	人日	67	39	61
		人	3	2	3
就労継続支援 (B型)	見込量	人日	2,310	2,332	2,354
		人	105	106	107
	実績	人日	1,804	1,853	2,000
		人	105	105	113
就労定着支援	見込量	人日	-	-	-
		人	2	2	2
	実績	人日	0	0	1
		人	0	0	1
療養介護	見込量	人	5	5	5
	実績	人	5	5	5
短期入所 (福祉型)	見込量	人日	182	182	182
		人	26	26	26
	実績	人日	171	148	150
		人	24	24	23
短期入所 (医療型)	見込量	人日	14	14	14
		人	2	2	2
	実績	人日	10	12	12
		人	1	1	1

※人日分：1か月あたり延べ量、人分：1か月あたり実量。令和2年度の実績は見込

(3) 居住系サービス

自立生活援助は、令和2年度2人利用の見込みです。

共同生活援助は、見込量を下回ったものの利用者数は増加傾向にあります。地域生活への移行を促進するに当たって、それに対応できるだけのサービス提供量の確保が必要です。

施設入所支援については、令和2年度は見込量を上回る見込みで、施設入所支援を必要とする人が増加しています。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	見込量	人	1	1	1
	実績	人	0	0	2
共同生活援助	見込量	人	20	22	24
	実績	人	16	18	21
施設入所支援	見込量	人	31	31	30
	実績	人	33	32	34

※1か月あたり実量。令和2年度の実績は見込

(4) 相談支援サービス

計画相談支援については、年度によりばらつきがありますが、障害福祉サービスを利用する人は増加しています。今後相談支援専門員の確保が必要です。

地域移行支援、地域定着支援は、利用者はわずかで実績は見込量を下回る見込みです。地域生活への移行には、利用者本人への意識啓発と住まいの場の確保が必要です。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	見込量	人/月	30	35	40
	実績	人/月	89	112	68
地域相談支援 (地域移行支援)	見込量	人/月	2	2	2
	実績	人/月	0	1	0
地域相談支援 (地域定着支援)	見込量	人/月	2	2	2
	実績	人/月	0	1	1

※月平均利用分。令和2年度の実績は見込

3 地域生活支援事業

理解促進研修・啓発事業については、障がいへの理解を深めるためのパネル展示や広報紙への啓発記事の掲載を行いました。今後も引き続き啓発に努めます。

相談支援事業については、市内3か所の相談支援事業所で行いました。利用者も増加しており、相談内容も多岐にわたることから、関係機関と連携しながら相談支援体制の強化を図ります。

成年後見制度利用支援事業はほぼ見込みどおりの利用がありました。制度の周知に努めるとともに制度の利用を必要とする人の把握に努めることで、今後利用者の増加が見込まれます。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、講演会等への派遣など障がいのある人への配慮が少しずつ広がっています。利用者のニーズに対応できるよう、手話通訳者の養成を行う必要があります。

日常生活用具給付等事業については、情報・意思疎通支援用具を除き見込みを下回っています。

移動支援事業については、利用者は見込量を上回っていますが、人数、時間ともに減少しています。

地域活動支援センターについては、2か所設置しています。日中の居場所として需要があり、ほぼ見込みどおりの利用です。

訪問入浴サービス事業については、見込みどおりの利用となっています。

日中一時支援事業については、利用者数は毎年同数程度となっていますが、令和2年度の延利用人数は見込み値を大きく上回る見込みです。

生活支援・生活サポート事業については、見込量を上回っていますが、利用者は減少傾向にあります。

自動車運転免許取得助成事業については、利用がありませんでした。

自動車改造助成事業については、令和2年度は見込量を大きく上回る利用となっています。

■見込量と実績

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
相談支援事業	箇所	3	3	4	3	4	3
基幹相談支援センター	有無	無	無	有	無	有	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人	1	0	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	15	14	15	6	15	3
手話通訳者設置事業	人	1	0	1	0	1	0
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件	5	1	5	2	5	1
自立生活支援用具	件	5	4	5	2	5	3
在宅療養等支援用具	件	8	8	8	3	8	6
情報・意思疎通支援用具	件	6	15	6	16	6	14
排せつ管理支援用具	件	650	576	650	577	650	575
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	2	0	2	0	2	1
手話奉仕員養成研修事業	人	5	0	5	0	5	6
移動支援事業	人	25	31	25	30	25	28
	時間	1,500	1,048	1,500	934	1,500	745

サービス名		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
地域活動支援センター事業	市内分	箇所	2	2	2	2	2	2
		人	95	85	95	95	115	98
	市外分	箇所	2	4	2	2	2	2
		人	3	4	3	2	3	2
訪問入浴サービス事業		人	3	3	3	3	3	3
日中一時支援事業		箇所	10	4	10	3	10	2
		人日	1,800	1,592	1,800	1,630	1,800	2,141
生活支援・生活サポート事業		時間	1,200	1,879	1,200	1,730	1,200	1,488
自動車運転免許取得助成事業		件	1	0	1	0	1	0
自動車改造助成事業		件	1	1	1	1	1	4

※人：年間の実利用人数　人日：年間の延利用人数　時間：年間の延利用時間
 件：年間の利用件数　令和2年度の実績は見込

4 障がい児通所支援

児童発達支援については、令和2年度4人の利用見込みです。

放課後等デイサービスは、市内に新たに事業所ができたことから、利用者増加の見込みです。

それに伴い、障害児相談支援利用者の増加が見込まれます。

■見込量と実績

事業名		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	見込量	人日	12	12	12
		人	1	1	1
	実績	人日	0	5	26
		人	0	1	4
医療型 児童発達支援	見込量	人日	12	12	12
		人	1	1	1
	実績	人日	0	0	4
		人	0	0	1
放課後等 デイサービス	見込量	人日	144	180	216
		人	12	15	18
	実績	人日	188	235	240
		人	14	20	20
保育所等訪問支援	見込量	人日	0	0	4
		人	0	0	1
	実績	人日	0	0	6
		人	0	0	3
障害児相談支援	見込量	人	14	17	20
	実績	人	8	15	11

※各年度月平均利用分。令和2年度の実績は見込

第4章 第6期計画の成果目標と見込量

1 成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針に従って施設入所者の地域生活への移行目標を定めると以下のとおりとなります。本市においては、地域生活移行に係る施設入所者の削減数は1人を目標とし、地域生活移行者数は2人を目標とします。

なお、第5期計画において地域生活移行者数の実績は0人でしたが、今後は、施設入所者の支援の必要度など細やかに状況を把握し、障がい福祉サービスや地域の社会資源の充実を図るとともに、地域自立支援協議会において課題を共有し、地域の支援体制の構築を図ります。

■ 国の基本指針

令和5年度末における地域生活に移行する者の成果目標を設定。

ア 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

イ 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から、1.6%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

■ 胎内市の目標設定

項目	数 値	備 考
令和元年度末時点の入所者数(A)	32 人	令和元年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	31 人	令和5年度末時点の利用人員
【目標値】 入所者数削減見込み(C=A-B) 削減率(イ=C/A×100)	1 人 3.125 %	入所者数にかかる差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数(D) 地域移行率(ア=D/A×100)	2 人 6.25 %	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議を行い、支援体制を強化します。

■ 胎内市の成果目標達成に向けた活動指標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	6人	6人	6人
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援	2人	2人	2人
精神障がい者の地域定着支援	2人	2人	2人
精神障がい者の共同生活援助	15人	15人	15人
精神障がい者の自立生活援助	15人	15人	15人

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の対応などの機能を備えた地域生活支援拠点等を整備し、その機能の充実のため、胎内市地域自立支援協議会で運用状況の検証や検討を行います。

■ 国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各障がい保健福祉圏域に少なくとも1つの拠点を確保する。年1回以上運用状況を検証及び検討する。
--

■ 胎内市の目標設定

項目	数値
令和5年度末時点の地域生活支援拠点等確保	1箇所
地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施	令和3年度 2回 令和4年度 2回 令和5年度 2回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行として 11 人を目標とします。

■国の基本指針

<p>就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続)を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者を令和元年度の移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。</p> <p>併せて以下についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業:1.30 倍以上 ・就労継続支援A型事業:概ね 1.26 倍以上 ・就労継続支援B月事業:概ね 1.23 倍以上

■胎内市の目標設定

項目	数 値	備 考
令和元年度の一般就労移行者数(A)	7 人	令和元年度において福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数(B) (B/A)	11 人 1.5 倍	令和5年度において福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数
(就労移行支援事業)		
令和元年度の一般就労移行者数(A)	6 人	令和元年度において福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数(B) (B/A)	8 人 1.3 倍	令和5年度において福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数
(就労継続支援A型事業)		
令和元年度の一般就労移行者数(A)	1 人	令和元年度において福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数(B) (B/A)	2 人 2 倍	令和5年度において福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数

(就労継続支援B型事業)		
令和元年度の一般就労移行者数(A)	0 人	令和元年度において福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数(B) (B/A)	1 人	令和5年度において福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数
	0 倍	

②就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業の利用者数は、4人を目標とします。

■国の基本指針

令和5年度末における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

■胎内市の目標設定

項目	数値	備考
令和5年度末の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数(A)	5 人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
【目標値】 (A)のうち就労定着支援事業利用者数(B) (B/A)	4 人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数
	80 %	

③就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

国の基本指針により市内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率を8割以上とする事業所の割合を全体の7割以上とすることとしています。本市においては、1事業所を見込みます。

■国の基本指針

令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

■胎内市の目標設定

項目	数 値	備 考
令和5年度末の就労定着支援事業所の数 (A)	1 箇所	令和5年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】 目標年度末の就労定着率8割以上の事業所の数(B) (B/A)	1 箇所	令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の数
	100 %	

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

①障がい児支援の提供体制

本市では、今後、児童発達支援センターについて事業所への働きかけにより、センターの確保に向けた取組を進めます。

また、児童発達支援センターの設置に向けた取組と併せて、保育所等訪問支援サービスの確保を図ります。

重症心身障がい児を対象とする放課後等デイサービスについては、対象児童数を鑑み、新規整備ではなく既存の放課後等デイサービスの提供事業所において、医療的ケアなどが必要な重症心身障がい児への支援に対応できる体制整備を進めます。

■国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村において下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
- ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

■胎内市の目標設定

項目	数 値	備 考
児童発達支援センターの設置	1 箇所	
保育所等訪問支援の提供体制	1 箇所	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	1 箇所	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	1 箇所	

②医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等

医療的ケア児の支援のための関係機関による協議の場の設置について、検討します。

■国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村において保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定

■胎内市の目標設定

項目	協議の場等の有無
令和5年度末時点での協議の場	有
令和5年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有

■胎内市の成果目標達成に向けた活動指標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人	0人	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制強化の体制を確保します。

■ 国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

■ 胎内市の目標設定

項 目	有 無
令和5年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有
令和5年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化を実施する体制の有無	有

■ 胎内市の成果目標達成に向けた活動指標

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	12 件	12 件	12 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	12 件	12 件	12 件
地域の相談支援との連携強化の取組の実施	12 回	12 回	12 回

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

各障害福祉サービス提供事業所とのネットワークを構築し、情報収集に努め、必要な情報提供を行います。

■ 国の基本指針

令和5年度末までに、都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

■ 胎内市の目標設定

項目	有 無	数値(人数あるいは実施回数)
令和5年度末時点での障害福祉サービス等に係る各種研修の活用の有無と職員の参加人数	有	2人
令和5年度末時点での障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無と実施回数	有	1回

■ 胎内市の成果目標達成に向けた活動指標

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数		2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数	有	1回	1回	1回

2 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

地域で安心して生活を送るために必要不可欠なサービスであり、質の向上とニーズに対応できるサービスの確保に努めます。

居宅介護については、令和5年度で52人の利用を見込み、月平均利用時間として1人当たり8時間を見込むことにより、利用時間を416時間とします。

重度訪問介護、同行援護は、利用対象者がわずかなことから各1人の利用を見込みます。

重度障がい者等包括支援については、現時点で利用者の見込みがないため、利用希望があれば関係事業者との連携によりサービス提供を行います。

■ 訪問系サービスの見込量

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間	400	408	416
	人	50	51	52
重度訪問介護	時間	100	100	100
	人	1	1	1
同行援護	時間	7	7	7
	人	1	1	1
行動援護	時間	0	0	0
	人	0	0	0
重度障がい者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

※ 1か月あたり延べ量

(2) 日中活動系サービス

自立や日常生活のための訓練を行うサービスであり、利用者の障がいの程度や能力に応じたサービスが利用できるようサービス提供体制の充実に努めます。

生活介護については、引き続き利用の拡大を見込み、令和5年度で利用人数を57人、利用日数を1,254人日とします。

自立訓練については、日中の生活訓練の利用を、令和5年度で人数を27人、日数を594人日とします。

就労関係のサービスでは、就労移行支援は17人を目標とし、就労継続支援は、A型を2人、B型を114人の利用を見込みます。利用日数は、就労移行支援は374人日、就労継続支援A型は44人日、B型は2,508人日とします

就労定着支援は、国の数値目標の指針により4人を見込みます。

■ 日中活動系サービスの見込量

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	1,210	1,232	1,254
	人	55	56	57
自立訓練(機能訓練)	人日	0	0	0
	人	0	0	0
自立訓練 (生活訓練:日中)	人日	594	594	594
	人	27	27	27
自立訓練 (生活訓練:夜間)	人日	176	176	176
	人	8	8	8
就労移行支援	人日	330	352	374
	人	15	16	17
就労継続支援(A型)	人日	44	44	44
	人	2	2	2
就労継続支援(B型)	人日	2,420	2,464	2,508
	人	110	112	114
就労定着支援	人	1	2	4
療養介護	人	5	5	5
短期入所(福祉型)	人日	260	260	260
	人	26	26	26
短期入所(医療型)	人日	10	10	10
	人	1	1	1

※人日：1か月あたり延べ量、人：1か月あたり実量

(3) 居住系サービス

地域移行を進めるうえで居住の場を確保することは重要な課題であり、その一つとして共同生活援助の果たす役割は非常に大きいものがあります。それに伴うサービスの確保に努めるとともに、併せて施設入所支援を希望する人も多いことから、それに対応できるサービスの確保に努めます。

自立生活援助は、令和5年度に15人の利用を見込みます。

共同生活援助及び施設入所支援については、国の基本指針に基づく数値目標との整合によりそれぞれ目標値を見込んでいます。

■ 居住系サービスの見込量

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	15	15	15
共同生活援助	人	28	28	28
施設入所支援	人	31	31	31

※ 1か月あたり実量

(4) 相談支援サービス

障がいや生活の状態にあった適切なサービスを受けられるよう、また地域生活に移行した方が安心した暮らしができるよう、計画相談支援・地域相談支援事業者の確保に努めます。

令和3年度から設置される基幹相談支援センターと相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、困難事例にも対応できるよう相談支援体制の充実を図ります。

計画相談支援については、令和5年度末の利用者を81人見込みます。また、地域移行相談支援、地域定着相談支援はそれぞれ2人を見込みます。

■ 相談支援サービスの見込量

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	75	78	81
地域相談支援(地域移行支援)	人	2	2	2
地域相談支援(地域定着支援)	人	2	2	2

※ 1か月あたり実量

3 地域生活支援事業

地域で生活する障がいのある人の実情やニーズを踏まえて、地域の実情にあった内容や実施する事業を決めて提供するサービスです。

サービス提供事業者と連携し、ニーズに合った見込量の確保に努めます。

■ 地域生活支援事業の見込量

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込量	見込量	見込量
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有
相談支援事業				
相談支援事業	箇所	3	3	3
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	15	15	15
手話通訳者設置事業	人	0	0	0
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	件	2	2	2
自立生活支援用具	件	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件	16	16	16
排せつ管理支援用具	件	580	580	580
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1

第4章 第6期計画の成果目標と見込量

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			見込量	見込量	見込量
手話奉仕員養成研修事業		人	5	5	5
移動支援事業		人	20	20	20
		時間	1,200	1,200	1,200
地域活動支援センター事業	市内分	箇所	2	2	2
		人	90	90	90
	市外分	箇所	1	1	1
		人	3	3	3
訪問入浴サービス事業		人	3	3	3
日中一時支援事業		箇所	2	2	2
		人日	1,950	1,950	1,950
生活支援・生活サポート事業		時間	750	740	730
自動車運転免許取得助成事業		件	1	1	1
自動車改造助成事業		件	1	1	1

※人：年間の実利用人数 人日：年間の延利用人数 時間：年間の延利用時間
 件：年間の利用件数 令和2年度の実績は見込

4 障がい児通所支援等

(1) 障がい児福祉サービス

障がい児が必要な療育を受けられるよう、各通所支援サービスの確保を図るとともに利用の促進に努めます。

児童発達支援、これまでの利用実績から3人を見込みます。

放課後等デイサービスは、新規事業所の設置が見込まれることから、令和5年度に40人、480人日の利用を見込みます。

保育所等訪問支援は、令和5年度に4人を見込みます。

障害児相談支援は、令和5年度に25人を見込みます。

■見込量

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日	36	36	36
	人	3	3	3
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	360	420	480
	人	30	35	40
保育所等訪問支援	人日	8	12	16
	人	2	3	4
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
障害児相談支援	人	15	20	25

※ 1か月あたり延べ量

(2) 発達障がいのある人等に対する支援

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの発達障がいのある人、その家族等に対する支援の充実を図ります。

■見込量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	10	10	10
ペアレントメンターの人数	人	2	2	2
ピアサポートの活動への参加人数	人	2	2	2

※ペアレントトレーニング

主に発達障がいの子どもの持つ保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子育てができるよう支援する保護者向けプログラムのこと。

※ペアレントメンター

発達障がい児の子育て経験のある親で、その育児経験を活かし、子育てに不安のある親などに対して相談や助言を行う人のこと。

※ピアサポート

障がいのある人等で、自らの経験に基づき、同じ目線で、同じような課題に直面する仲間（ピア）である障害者等を支援し、ともに問題解決を図る人のこと。

第5章 サービス見込量の確保の方策

サービスの利用を希望する障がいのある人自らが、必要とするサービスを主体的に選択することができるよう、市内外のサービス事業所への指導・助言や各種支援を通じて、サービスの充実・強化を図るとともに、民間事業者やNPO法人等の参入を促進し、質量とも充実したサービス提供基盤の確保に努めます。

1 障がい者福祉サービス

(1) 在宅生活を支援するサービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護のサービスについては、障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、市内の事業所を中心とするサービス提供体制の充実に努めます。

また、障がい特性を理解するための研修を行うなど、ヘルパーを育成し、サービスの質の向上に努めます。

短期入所については、利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受入体制の充実を図ります。

(2) 日中活動の場となるサービス

介護給付における生活介護と療養介護、訓練等給付における自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援の日中活動系サービスについては、関係事業者との調整のもと、サービス提供の強化、促進を図ります。

特に、生活介護については不足しているため、利用者のニーズに対応できるよう共生型のサービスを推進するなど体制の整備と充実を図ります。

(3) 生活の場となるサービス

施設からの地域移行を図るため不可欠な共同生活援助（グループホーム）新規開設について、積極的に整備が図られるよう事業所等と協議・検討し、さらに地域住民の理解と協力を求めています。

24時間の相談体制や緊急時の受入体制を確保した地域生活支援拠点の利用を促進し、障がいのある人が安心して地域で生活できるよう努めます。

(4) 就労を支援するサービス

就労継続支援は、利用者の高齢化や障がい特性の多様化に伴い、ニーズも多様化しています。そのニーズに合ったサービスが提供できるようサービス事業者と連携するとともに、サービス事業所相互の連絡調整に努めます。

また、障がいや障がいがある人への理解に向けた啓発に努め、企業の障がい者雇用の促進を図ります。さらに障がいのある人の持っている能力が十分に発揮できるよう、様々な分野や多様な就労形態の場の確保に努めます。

(5) 計画相談支援サービス

障がい福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画の作成等を行う「計画相談支援」については、指定特定相談支援事業者と連携してサービス提供を図ります。

また、全てのサービス利用者に対して、サービス等利用計画が作成されるよう、適正な相談員数の確保に努めます。

(6) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の見込量の確保のために、関係事業所との連携を強化するとともに、手話通訳など人材の確保が必要となることから、県や関係団体等との連携により人材の育成、確保に努めます。

相談支援事業については、基幹相談支援センターを中核として、困難事例の対応、身近な困りごとや様々な相談に対応できるよう努めます。

また、地域自立支援協議会との連携により、地域課題の解決に向けた支援体制の充実に努めます。

成年後見制度については、県や民間も含めた法務の専門家との連携を強化します。

2 障がい児福祉サービス

(1) 切れ目のない支援体制

成長の過程で支援が途切れないように、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等と連携し、きめ細やかな支援を行います。

(2) サービス提供基盤の整備

子育て支援は、障がいの有無にかかわらず重要な課題であり、特に、障がいのある子どもを、地域で安心して育てられる環境づくりが必要です。

現在、児童発達支援、保育所等訪問支援については、市内にサービス提供事業所がありませんが、適正な運用が図られるように、利用者のニーズ把握に努め、利用希望に対応できるよう提供体制の整備に努めます。

(3) 障がい児相談支援

障がい児が適正に障がい児支援利用計画が作成されるよう、必要な相談員数の確保に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

支援を必要とする人を取り巻く環境が複雑化し、ニーズも多様化していることから、福祉・保健・医療・教育・就労等多岐にわたる分野との相互連携の強化に取り組み、地域社会で支える体制を構築していきます。

2 計画の進行管理

本計画の効果的な推進が図られるよう、胎内市地域自立支援協議会において、毎年度進行状況の評価を行います。

各事業の実施状況、目標の達成状況、今後の実施方針等を把握・点検し、施策の推進や計画の見直し、また次期計画の策定等に反映していきます。

第6期胎内市障がい福祉計画・第2期胎内市障がい児福祉計画

発行：令和3年3月

企画・編集：新潟県 胎内市 福祉介護課

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

TEL:(0254)43-6111

FAX:(0254)44-8040